

主 な 改 正 事 項

改正後条項号	改正前条項号	改 正 事 項 の 概 要
第2編	第2編	
3－共通事項－7	3－共通事項－7	タンニン（抽出物）を追加。
(2)へ	(2)へ	
3－共通事項－7	3－共通事項－7	酒類の原料として取り扱わない物品にフェロシアン化カリウム、
(2)リ	(2)リ	L－酒石酸カルシウム及び炭酸水素カリウムを加えた。